

平成 22 年 10 月 1 日

お客様各位

プロミス株式会社

指定紛争解決機関との契約締結についてのお知らせ

いつも当社をご利用いただきありがとうございます。

平成 22 年 9 月 15 日に、日本貸金業協会は、金融庁長官から金融トラブル解決制度の一環である「指定紛争解決機関」として、「貸金業法第 41 条の 39 第 1 項」の規定に基づく指定を受けました。

つきましては、「貸金業法第 12 条の 2 の 2 第 1 項」に基づき、プロミス株式会社は、日本貸金業協会との間で、手続実施基本契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。


【紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3 丁目 19 番 15 号 二葉高輪ビル 2 階

TEL 0570-051-051

ご相談・ご質問はプロミスコールへ

 0120-24-0365

■ 携帯電話・PHS からもご利用可能です。